

## 児童クラブ育成料減免申請書

年 月 日

大和市長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
保護者氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり保護者負担金(育成料)の減免を申請します。

|        |       |      |  |
|--------|-------|------|--|
| 児童クラブ名 | 児童クラブ | フリガナ |  |
|        |       | 児童名  |  |
|        |       | フリガナ |  |
|        |       | 児童名  |  |

【該当する減免申請区分の記号に○をつけてください。】

| 減 免 申 請 区 分                               | 減免基準                     | 添 付 書 類 等                  |
|---|--------------------------|----------------------------|
| ア 生活保護法による被保護者世帯                          | 免 除                      | 生活保護受給票の写し                 |
| イ 市民税非課税世帯 ※1                             | 免 除                      | 市民税・県民税証明書 ※2              |
| ウ 児童扶養手当受給世帯                              | 1/2<br>減 額               | 児童扶養手当証書の写し                |
| エ ひとり親家庭等医療費助成世帯                          | 1/2<br>減 額               | ○福祉医療証の写し                  |
| オ 災害、その他やむを得ない事態の発生により育成料を納付できないと市長が認める場合 | 1/3<br>2/3<br>3/3<br>減 額 | 利用自粛日数又は休業日数<br>( )<br>計 日 |

※1 市民税非課税世帯については、申請時、および6月の更新時に提出が必要になります。

また、同じ年度の市民税非課税証明書は、添付を省略することができます。

※2 児童と生計を同じくする方全員分を証明する必要があります。

○ 減免は自動的に更新されませんので、毎年度申請する必要があります。

○ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の規定による支援給付を受けている場合も減免の対象となります。

|     |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|
| 受 付 | 入 力 | 入力確認 | 調 定 |
|     |     |      |     |